

 高知市から

給付金のご案内

令和6年度 住民税非課税世帯

DV(ドメスティック
・バイオレンス)等
避難中の方



離婚・
離婚協議中
の方



子育て世帯の方



該当の方は、
申請により給付金を
受給できる場合があります



申請期限

令和7年**3月31**日(月)必着

高知市HP

詳細は、ホームページをご確認ください



お問い合わせ

高知市健康福祉総務課 給付金担当
受付時間 8:30~17:15(土・日・祝日を除く)

TEL 088-856-6935

離婚・ 離婚協議中

DV(ドメスティック) ・バイオレンス)等 避難中

支給額・支給対象

1世帯あたり3万円



対象となる可能性のある方	申請時に対象であることを確認するための書類の例
離婚・離婚協議中の方 令和6年12月13日時点で離婚又は離婚協議中の世帯であって、世帯全員が令和6年度において「住民税非課税」の世帯	■離婚協議中であることを証明できる書類 例:離婚協議申し入れに係る内容証明郵便の謄本 調定期日呼出し状の写し ■別居していることを証明できる書類 例:現在の住所の賃貸借契約書 など
DV等避難中の方 令和6年12月13日時点でDV等(ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為等を含む)の被害者で、住民登録のある住所地以外にお住まいの方	■配偶者に対する保護命令決定書の謄本と確定証明書等 ■女性相談支援センター、配偶者暴力相談支援センター等が発行する証明書 ■住民基本台帳事務における支援措置(閲覧制限等)の決定通知書 ■配偶者に発令された児童への接近禁止命令を確認できる文書 など

配偶者、DV加害者等が給付金を受給済の場合であっても、
ご自身が要件を満たせば、給付金を受給できます

子育て世帯

支給額・支給対象

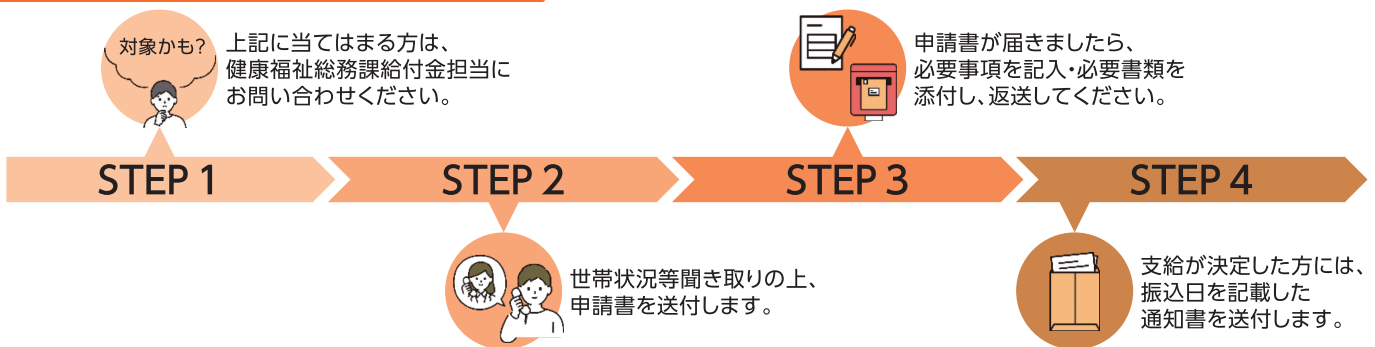
児童1人あたり2万円

高知市生活支援給付金(第4期)の対象世帯(対象世帯には文書で通知しています。)のうち、次の児童を扶養している世帯

- ・令和6年12月14日から令和7年3月31日までに生まれた新生児
 - ・対象世帯とは別世帯だが、令和6年12月13日時点で対象世帯主が扶養している18歳以下の児童(平成18年4月2日以降に生まれた者)
- ※世帯主が扶養していない、又は施設等へ入所している児童等は対象外



申請の流れ



高知市生活支援給付金(第4期)の 「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。